

光市記者発表資料

令和元年10月10日

件名

市有地活用型定住支援事業の拡充及び
フラット35地域活性化型との連携について

内容

平成28年6月から実施している「市有地活用型定住支援事業」について、子育て世帯を対象とした支援金の加算を新設するとともに、このたび、独立行政法人住宅金融支援機構が実施するフラット35地域活性化型と相互協力に関する協定を締結しましたのでお知らせします。

これにより、定住支援事業の補助対象者が、フラット35住宅ローン借入金利の優遇を受けることが可能となります。

記

1 「市有地活用型定住支援事業」概要

新たに光市に移住する方が、市が指定する市有地を購入し、自らが居住するための住宅を建築して定住したときに、定住支援金を交付します。

(1) 対象となる指定地

市が指定する市有地（現在、随時売払いを実施している土地4件）

<http://www.city.hikari.lg.jp/zaisei/siyuti-zuiji-koubo.html>

(2) 支援金の額

指定地1件につき50万円（以下の加算があれば最大100万円）

加算について〔拡充〕

ア【増額】市内業者と契約して住宅を建築した場合は、20万円を加算

イ【新設】交付申請の時点で、満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子と同世帯である場合は、当該子1人につき10万円を加算（上限30万円）

(3) 事業実施期間

平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

※令和4年3月31日までに指定地の売買契約を締結したものは事業の対象となります。

2 独立行政法人住宅金融支援機構との連携の概要〔新規〕

(1) 連携する事業

フラット35地域活性化型（UIJターン）

(2) 連携の内容

市有地活用型定住支援事業での住宅取得者に対し、フラット35の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げるもの。

※利用にあたっては、申請が必要です。

(3) 開始日

令和元年10月7日

問合せ

光市 政策企画部 企画調整課 企画係 担当：松本 葉子
(0833) 72-1407